

第IV章 各国独自のデジタル課税制度

国家間での強調した取組と並行して、各国が独自にデジタル企業を対象とした課税の導入を進めている。

イスラエルにおいては、2016年に通達(circular)を出し、重要な電子的な存在を有していることをもって「バーチャルPE(Virtual PE)」を有しているものと見なし、PEの定義を拡張した。ただし、バーチャルPEに関しては現時点においても運用されていない。

インドにおいては、非居住企業によるオンライン広告サービス、非居住企業によるデジタル広告スペースの提供を対象として、総収入の6%を課税する均衡税を2016年に導入した。また、2019年より、非居住企業がデジタル等の手段でインドとの持続的な関係を構築し、定期的に収入を得ている場合、当該非居住企業はインドに「重要な経済的拠点(significant economic presence)」があるとしてネクサスを認定できることとし、PE概念を拡張したが、現時点においては運用されていない。

EUにおいては、EU全体でデジタル企業を対象とした独自課税の導入を検討していたものの断念し、各国において取組がなされることとなった。イギリス、フランスをはじめとする各国においては、デジタルサービスを対象として、収入の一定割合を課税するデジタルサービス税の導入が進められている。

1. イスラエル

(1) 基本的事項

イスラエルは、立法、行政、司法で構成される議会制民主主義国家。その構成は、大統領府のほか、クネセット(国会)、政府(内閣)、司法組織による三権分立の原則を基盤とする。行政(政府)は、立法府(クネセット)の信任を必要とし、司法の独立は法によって保障される。

地方自治体は、教育、文化、保健、社会福祉、道路整備、公園、水道、衛生などの公共サービスを提供する。また国法のほか、内務省の認めた地方自治体条例に従って運営される。なかには、条例違反を裁く市政裁判所を持つ自治体もある。

法律上、地方自治体は、市の評議会(人口2万人以上の都市)、地方評議会(人口2000人から2万人の町)、そして地区評議会(一定の範囲内にある村落群)の3種類に分類される。各自治体は、市長又は評議会の議長によって運営され、その評議会の議員数は地元人口を基準に内務省によって定められる。現在イスラエルには73の市評議会、124の地方評議会、54の地区評議会がある。市評議会と地方評議会は全て、地方自治体連合に任意で加盟する。この連合は地方自治体を代表する中央機関として、政府との折衝、国会での関係法案の審議の監視、労働協定や法律問題などの懸案事項に関する指導を行う。

自治体選挙は5年ごとに無記名投票で行われる。全ての永住居住者は、イスラエル国民であるかどうかに関わらず、17歳から選挙権を、21歳から被選挙権を与えられる。市評議会

と地方評議会の選挙では、議員は政党に対する投票により比例代表制で選ばれる。市長と地方評議会の議長は、直接選挙で選ばれる。

地区評議会の選挙では、各村から1名の代議員が選出され、評議会の議員となる。そして議員の中から議長が選ばれる。地方選挙は、各派の得た議員数に基づき政府交付金で賄われる。

図表 62 イスラエルの政治の仕組み



(出典)イスラエル外務省「イスラエルの情報」

イスラエルにおける課税対象(事業者/個人)は、会社(イスラエル会社法で定義される同国の法令に従って同国で設立され、登記された法人)、外国会社の代表事務所および支店、パートナーシップ(パートナーシップ設立契約を結んだ自然人で構成される法人)、自営業、協同組合、非営利機関である。

なお、イスラエルでは二重課税を避けるため、日本を含む57か国と二国間租税条約を締結している。また、外国投資の促進と保護のため、日本を含む37か国と投資保護協定を締結している。投資保護協定では、外国投資家を差別しないこと、利益や資産の本国送金を遡及して制限しないこと、相当の補償や清算手続に対する異論を唱える権利を与えず取用しないことを確認している。

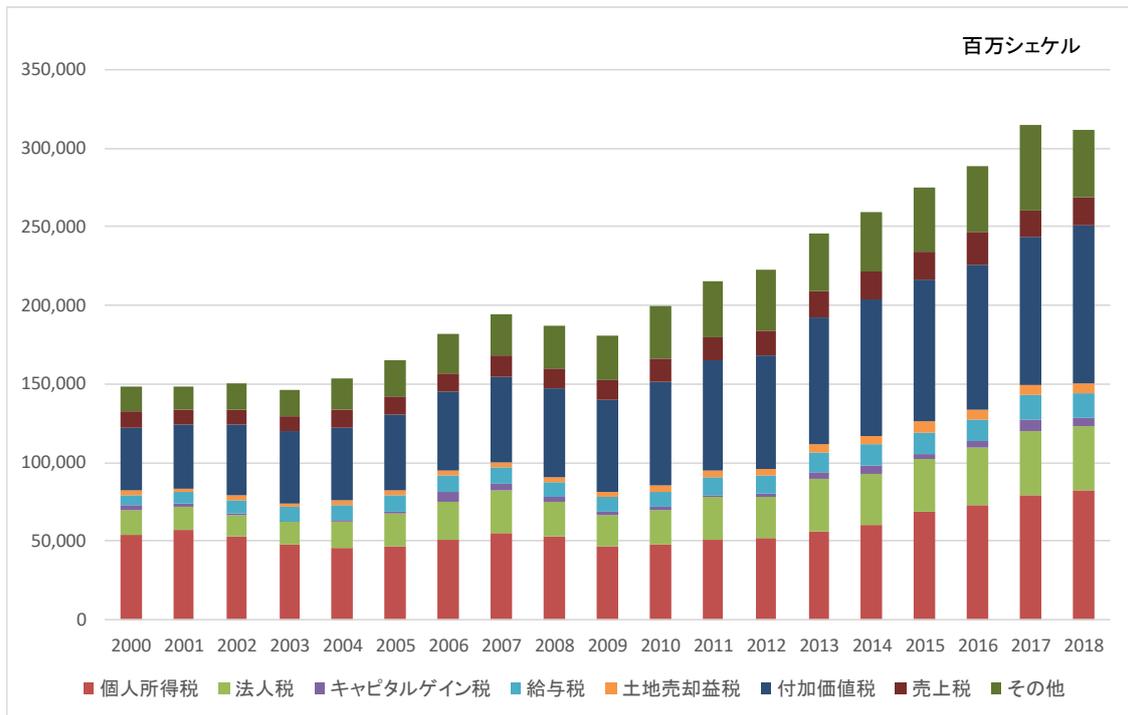
図表 63 イスラエルで適用される主な直接税・間接税

分類	税目	概要
直接税	法人税	イスラエルで設立された会社と外国会社の支店が課税対象。一般法人税は23%(2018年1月1日より引き下げ)。
	キャピタルゲイン税	資産の売却収益からその資産の原価費用を差し引いた金額(キャピタルゲイン)に課される。
	源泉徴収税	イスラエル企業が他のイスラエル企業が受け取った配当や外国法人に支払われる利子、非居住者に支払われたロイヤルティ(二重課税条約に基づき低減税率が適用される場合を除く)が課税対象。
	個人所得税	雇用主が個人の給与および資金について所得税を源泉徴収する。納税額は累進課税(所得階層は7段階、税率は10%から45%)で算出。納税者は状況(家族構成など)に応じ、さまざまな税額控除が受けられる。
間接税	付加価値税(VAT)	輸入品を含むほとんどの製品、サービスに対して課せられ、CIF価格に物品購入税を加算した価格に対して課税。
	購入税	政府が歳入不足の補てんのために採用した税制の1つ。自動車の75%を最高にほとんどの消費財と一部の中間財、原材料に課せられる。1980年代末からの経済発展に伴い、これまで段階的に減税措置が講じられている。
	関税	イスラエルの関税体系は、WTOの最恵国待遇の原則(MFN)に基づく一般税制と、自由貿易協定締結国に対する税制から成る。日本に対しては、MFNによる税制が適用されている。
	土地売却益税	個人に課される固定資産税の1つ。不動産の売却が課税対象となる。

※上記の税の法的根拠は所得税法(1961)、付加価値税法(1975)、関税法、購入税法(物品およびサービス、1952)、燃料消費税法(1958)、不動産税法(改良および取得、1963)、地価上昇税法である。

(出典)イスラエル外務省、日本貿易振興機構ウェブサイトよりMURC作成

図表 64 イスラエルにおける主要国税の税收推移



(出典)OECD.StatよりMURC作成

(2) PE 定義の拡張

イスラエルでは、2016年4月に Circular No. 4/2016 を公表し、重要な電子的な存在を有していることをもって「バーチャル PE(Virtual PE)」を有しているものと見なし、PE の定義を拡張した。「重要な電子的な存在」とは、①イスラエル居住者との間のインターネットサービス契約が相当程度あること、②デジタルサービスを利用するイスラエルの顧客数が多数であること、③オンラインサービスがイスラエルユーザー用に仕様されていること(ヘブライ語、イスラエル人に好まれるスタイル、イスラエル通貨の決済使用)、④イスラエルユーザーによる多数のアクセスがあること、⑤イスラエル居住者である顧客企業が外国企業に支払う対価とイスラエルのユーザーのインターネット利用のレベルとの間の緊密な相関性があることの5つを指す。

ただし、イスラエルと租税条約を結んでいる国の企業にとっては、租税条約が優先されるため、バーチャル PE の概念は適用されない。

なお、2020年2月時点では、バーチャル PE の定義に係る詳細な閾値等は決められておらず、実務レベルではまだ運用されていない。

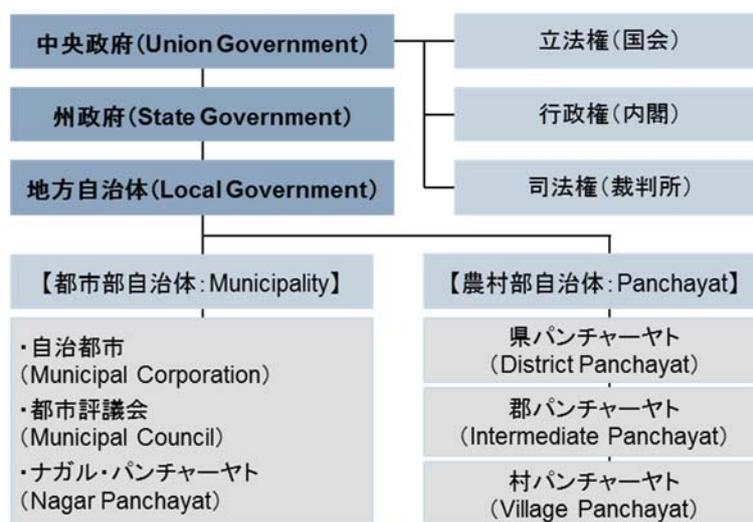
2. インド

(1) 基本的事項

インドは連邦共和制国家。三権分立制度をとり、立法権は国会に、行政権は内閣に、司法権は裁判所にそれぞれ属している。

インド憲法(1950年1月26日施行)は、中央政府の組織に加えて州の政策施行原則を定めているほか、連邦と州の間の権限配分についても明確に規定している。各州には、独自の州憲法を制定する権限は与えられていない。

図表 65 国と地方自治体の仕組み



※インドでは単に「地方自治体」という場合、通常は州政府を含まず、州より下位の都市部自治体及び農村部自治体のみを指し、特に農村部の末端組織である村パンチャーヤトを指すことが多い。

(出典)財団法人自治体国際化協会及び国土交通省国土政策局ウェブサイトよりMURC作成

同憲法では、中央政府・州政府・地方自治体(都市および農村)の3層の行政階層を規定している。都市部と農村部には異なる制度が導入されており、農村部自治はさらにその内部において3層構造をとっている。第73次、74次憲法改正法により、都市部、農村部における第3層の地方自治が創出された。各行政階層の担当事務についても、同憲法にて規定されている。

図表 66 行政階層別の担当事務

州政府担当事務
地方自治体の管理、公衆保健と衛生、障害者・失業者の救済、交通整備、農業振興など全16項目
※インド憲法では上記の他、森林管理や経済・社会計画など、中央政府との共通管轄事項（全12項）も規定。
都市部自治体担当事務
市街地計画を含む都市計画、土地利用及び建築物建設に関する規制、経済的及び社会的開発に関する計画、道路及び橋梁、家庭用、産業用及び商業用水の供給など全18分野
農村部自治体担当事務
農業普及事業を含む農業、土地改良・土地改革の実施・土地整理及び土壌保全、小規模灌漑・水管理及び流域開発、畜産業・酪農業及び養鶏業、漁業など全29分野

(出典)財団法人自治体国際化協会及び国土交通省国土政策局ウェブサイトよりMURC作成

インドの税制について、中央政府と州政府の課税権配分は、憲法の第7附表に明記されている。一般に、課税ベースが州際にもたがるものは中央政府が、課税ベースが局地的であるものは州政府が課税権を有する。

また、中央政府は非農業関連の所得・資本に対して、州政府は農業関連の所得・資本に対して、それぞれ課税権を有する。

インドは目覚ましい経済成長を遂げているが、州政府の税収の伸びは低いままで、所管する行政事務を実施するために十分なものになっていない。州政府の課税対象は農業関係に偏っているが、農民が人口の7割を占めるインドにおいて、農業所得等農民に対する課税を拡大することは政治的に困難なためである。そのため、中央政府から州政府への大規模な財政移転が行われている。

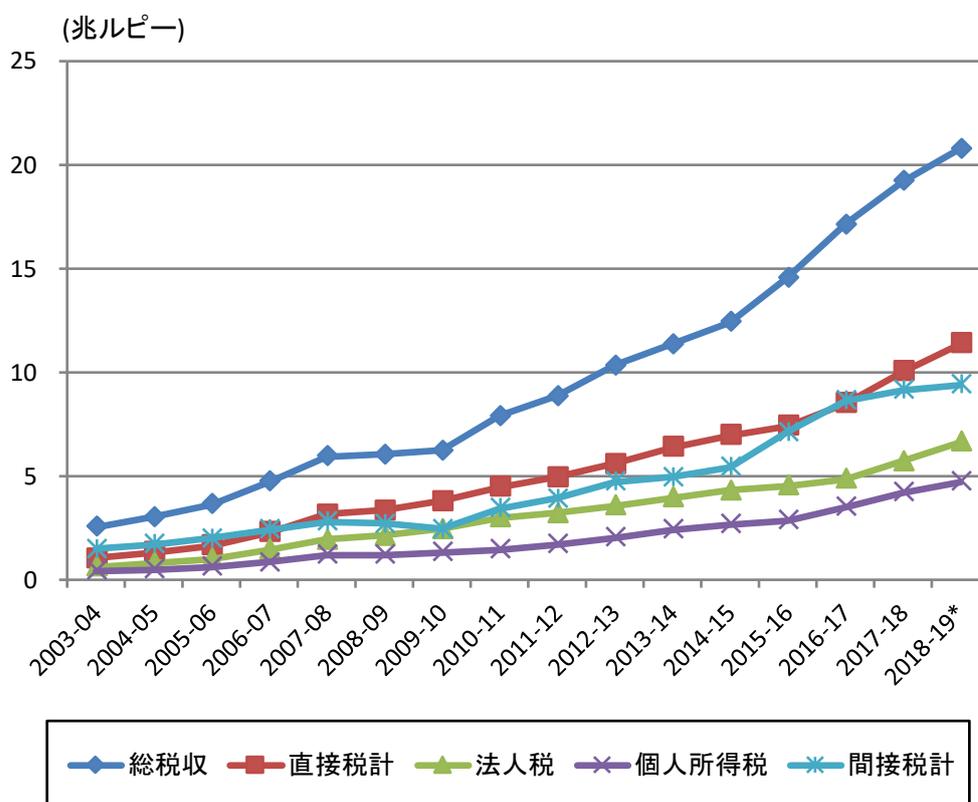
図表 67 中央政府と州政府の主な課税権区分

中央政府課税権		州政府課税権	
所得税(農業所得を除く)	関税(輸出税を含む)	地租	農業所得税
タバコ及びその他の国産品消費税 (アルコール飲料、阿片、大麻及びその他の麻酔薬を除く)		農地相続税	農地遺産税
		土地・建物税	鉱権税
法人税	資産税(個人・企業の農地を除く) 及び法人資産税	アルコール・麻酔薬消費税(医療用、化粧品、備品用を除く)	物品入域税※
遺産税(農地を除く)	相続税(農地を除く)	電力消費税、電力売上税	売上税(新聞を除く)
鉄道、海路又は空路で輸送される財及び乗客への通行税	証券取引税(印紙税を除く)	広告税(新聞を除く)	車輛税
印紙税	新聞売上税と新聞広告税	動物税、船舶税	通行税
州際取引税(新聞を除く)	サービス税	雇用税	人頭税
		奢侈税(遊興・娯楽・賭博を含む)	文書用印紙税(中央政府課税対象のものを除く)

※州政府課税権のうち物品入域税(オクトロイ)は、州政府より下位の都市部自治体及び農村

部自治体のレベルで課される税金。特定の物品が該当の自治体に利用、消費又は販売目的で入境した場合に課され、税率は物品及び自治体により異なる。
 (出典)財団法人自治体国際化協会及び国土交通省国土政策局ウェブサイトよりMURC作成

図表 68 インドにおける主要国税の税收推移



注：1ルピー≒1.7円(2020年2月5日時点)、2018-19年度は推計値である。
 (出典)：Union Finance Accounts of respective years and reports of C&AG/Receipt Budget

(2) 均衡税(Equalization Levy)

インドでは2016年6月より、均衡税(Equalization Levy)が導入された。インド国内にPEのある国内事業者が課税され、PEのない国外事業者が課税されない不公平の是正を目的として、国外事業者が国内消費者に対して供給する財・サービスの総価値(売上高等)に対して課税する方法である。

なお、財務省によると、均衡税はあくまでも暫定的措置であり、将来的にはPE概念を「重要な経済的拠点」に拡張することで対処しようとしている。

① 均衡税導入の背景

インドでは、国内にPEを持つeコマース事業者がインドでの事業から利益を計上した場合にはインドで納税をしているのに対して、PEを持たないeコマース事業者がインドでの

利用者から利益を上げた場合、PE を持たないことを理由にインドで納税していないことに対する不満が高まり、内外事業者の間でのイコールフットイングが求められていた。

その頃、OECD では、BEPS 対応の「行動計画 1 デジタル経済での課税上の課題への取組(Action1: Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy)」において、i) デジタル経済における BEPS の問題、ii) デジタル経済の進展に起因する、より広範な課税上の問題、に分けて議論が行われていた。

このうち、ii) については、企業が、利用者のいる市場国で物理的拠点を持たないで利益を計上している場合の課税方式が検討された。その中で、直接税における新たな課税方式として、a) 重要な経済的拠点(significant economic presence)の概念に基づく新たな課税、b) 電子商取引に対する源泉徴収、c) 均衡税の導入の 3 つの選択肢が示された。

これらの選択肢については、2015 年の BEPS の最終報告書では勧告されなかったものの、各国が既存の租税条約を尊重することを条件に BEPS に対する「暫定的防止措置」として国内法に導入するか、又は租税条約に導入することが可能とされた。

インドでは、財務省のランジャン(Akhilesh Ranjan)氏を座長とし、財務省職員や税理士など 8 名から構成される委員会(Committee on Taxation of E-Commerce)を立ち上げ議論を行い、2016 年 2 月に均衡税を提案するレポートを公表した⁵¹。これを受け、インド財務大臣は、2016 年 2 月 29 日、予算案の一部として均衡税を導入することを発表し、2016 年 6 月 1 日の取引から均衡税の徴収を開始した。

② 均衡税の仕組み

均衡税での課税対象の取引は、漸進的に進めるのが良いと考えられたため、10 以上の取引が課税対象候補に挙がっていたものの、当面は「特定のサービス」(非居住企業によるオンライン広告サービス、及び非居住企業によるデジタル広告スペースの提供)に限定された。

均衡税の税率は、対象取引からの総収入の 6 % である。利益に対する課税ではないため、所得税法ではなく財政法上の措置として導入された。

納税義務者は、特定サービスを購入したインド国内の事業者である。国内事業者は、特定サービスを提供した非居住企業に利用料金を支払うが、その際に均衡税分を源泉徴収してインド政府に納付する。

均衡税の当月分の納付期限は、当月末から 7 日以内である(3 月分に限り支払期限は 4 月 30 日)。納税が遅れると、ひと月当たり 1 % の利子を課される。一財政年度(4 月から翌年 3 月まで)での均衡税の納税申告期限は、6 月 30 日である。特定サービスの対価として、特定サービスを提供した非居住企業に支払った内容の詳細も、併せて電子ファイルで申告しな

⁵¹ “Proposal for Equalization Levy on Specified Transactions”
<https://irp-cdn.multiscreensite.com/a521d626/files/uploaded/Report-of-Committee-on-Taxation-of-e-Commerce-Feb-2016.pdf>

ければならない。

また、その国内事業者は、特定サービスを提供する非居住企業に対して、納税証明の報告書を送付する。特定サービスを提供した非居住企業は、その納税証明により報告された均衡税分を、所在国の課税所得から控除することができる。これにより、二重課税は防止されている。

均衡税の適用が除外されるのは、以下のケースである。

- 1) 特定サービスを提供する非居住企業が、インドに PE を持ち、かつそのサービスが PE の存在と有効に結びついている場合
- 2) 一つの特定サービス提供者への支払いが、年間 10 万ルピーを超えない場合
- 3) 特定サービスへの支払いがビジネス目的でない場合(=均衡税がかかるのは B to B の場合のみ)

③ 均衡税収の推移

均衡税の税収推移は以下のとおり。デジタル経済の進展により、年々増収となっている。なお、インド財務省によると、国内企業からは海外の非居住企業との公平が保たれることから、評価されているとのことである。

図表 69 均衡税の税収推移

年度	2016 年度*	2017 年度	2018 年度
均衡税の税収(ルピー)	33.9 億	58.8 億	93.9 億

*2016 年度は、2016 年 6 月から 2017 年 3 月分までの値。その他の年度は 4 月から翌年 3 月までの値。

(出典)インド財務省

(3) PE 定義の拡張(重要な経済的拠点)

インドでは、2019 年 4 月 1 日より、非居住企業がデジタル等の手段でインドとの持続的な関係を構築し、定期的に収入を得ている場合、当該非居住企業はインドに「重要な経済的拠点(significant economic presence)」があるとしてネクサスを認定できる、所得税法の改正が施行された。しかし、実際に重要な経済的拠点があると判断される企業の認定は行われていない。インド政府としては、OECD の統一のアプローチによる最終報告書が合意される予定の 2020 年 12 月までは、OECD の議論を見守ることとしている。

① 導入検討の経緯

デジタル経済の進展に対応した税制を検討するにあたり、ランジャン(Akhilesh Ranjan)氏を座長とする委員会(Committee on Taxation of E-Commerce)では、所得税法上の「事業

上のつながり(business connection)」や租税条約上の PE の定義を再検討していた。

2018年2月に、2018年度予算案が財務大臣により提案された際、所得税法⁵²第1条第9項第一節を改正し、PE の概念を拡張し、非居住企業であってもインドに「重要な経済的拠点」を持つと認められる場合には、インドとの事業上のつながりがあるものとして、インドでの課税権を行使できるような改正が提案された。この改正法は、2019年4月に施行された。

② 重要な経済的拠点の定義

重要な経済的拠点とは、次のような場合を言う。

- a)非居住企業によって実施される、あらゆる財・サービス、不動産の取引(データ又はソフトウェアのダウンロードによる提供も含む)であって、そのような取引から生じる前年の支払い総額が一定の額を超える場合
- b)非居住企業が、デジタル手段を用いて、体系的かつ継続的に事業活動の勧誘を行うこと、又はインドに居るユーザーに取引を行うことであって、そのユーザー数が一定数を超えている場合

なお、上記 a)、b)に基づき、インドに重要な経済的拠点が有るか無いかの認定は、以下の状況如何に関わらず決定される。

- 1)そのような取引や活動がインドで行われるという合意が有るか無いか
- 2)非居住企業がインドに居住箇所や事業場所を有しているか否か
- 3)非居住企業がインドでのサービスを提供しているか否か⁵³

すなわち、インドからの総収入額又はインドでのユーザー数が一定の閾値を超える場合に、インドの非居住企業であっても、インドとの事業上のつながりがあるものとして、インドの法人税を課すことができるようにするものである。

重要な経済的拠点という概念を含めることにより、PE の定義は拡張される。非居住企業の重要な経済的拠点は、所得税法上、インドでの事業上のつながりを構成するものとなる。

なお、「重要な経済的拠点」概念の導入による PE の拡張は、国内法(インド所得税法)上での対応であり、租税条約を締結している国との間では、租税条約における PE の考え方が優先される。したがって、二重課税防止条約(Double Taxation Avoidance Agreements: DTAAs)における PE の認定に関する修正が無い限り、国境を超えるビジネス上の利益については、既存の条約に基づいて課税され続けることになる。

⁵² Income Tax Act of 1961

⁵³ 現地インタビュー調査によれば、ここでのサービスとは、例えば、非居住企業がインドの企業に対して設備や装置を販売した場合、その取付サービスやメンテナンスサービスも行うかどうかといったことが想定されている。

③ 現在の状況

総収入とユーザー数の閾値については、パブリックコンサルテーションの後に公示されることになっていたが、2020年2月時点では、この閾値についてパブリックコンサルテーションは実施されておらず、公式には、何らの閾値の提案もなされていない。

インドでは重要な経済的拠点の基準となる総収入額やインドでのユーザー数について、まだ閾値の案が示されていない。また、OECDではデジタル経済の進展に対する課税上の対応について、2020年12月までに最終報告書をまとめることとなっている。これらの状況に照らし、2020年2月1日、財務大臣は2020年度予算案提示の際、インドとしては、当面OECDやG20での議論を見守ることとし、「重要な経済的拠点」の適用可能性の判断を2021財政年度に延期することを発表した。

(4) Online Information Database access and Retrieval Services: OIDRS(GSTでの対応)

デジタル経済に対する間接税での対応としては、2017年GST法により、インド政府は、OIDRSに対するGST課税を行っている⁵⁴。これは、インターネットを介して提供され、物理的なインターフェースなしにオンラインで顧客が受け取ることができるサービスに対しても、一般売上税率18%を適用するものである。

課税対象となるのは、一般売上税法(GST Act)上で規定されており、インターネット上の広告、クラウドサービスの提供、デジタルデータの提供、電子書籍・音楽・映画の提供、デジタルデータストレージ、オンラインゲームなどである。

インド国内にPEを持つ事業者が提供するOIDRSサービスについては、従来どおり、GST法の下で、サービス提供事業者がインド政府に納税を行う。

インドの非居住企業が、インドの国内登録事業者にサービス提供を行う場合は、サービスの受け手であり支払者であるインド国内登録事業者が、GST分を源泉徴収し、インド政府に納税を行う。

最も困難なのは、インドの非居住企業が、インドの国内の個人(非登録事業者)にサービス提供を行う場合である。サービスの受け手であり支払者であるインド国内の個人(非登録事業者)が、1回限りの取引について、GST分を源泉徴収し、インド政府に納税を行うことは非現実的である。このような場合の納税義務者は、インド非居住企業又はサービス提供の非居住仲介事業者(intermediary)である。

そこで、インド非居住企業又はサービス提供の非居住仲介事業者(intermediary)は、Form10による簡易登録制度⁵⁵により税務当局に登録を行い、インド国内の代理人を指定して、その代理人を通じてGSTを支払うことになる⁵⁶。

⁵⁴ <http://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/OIDAR.pdf>

⁵⁵ <https://www.gstzen.in/a/form-gst-reg-10.html>

⁵⁶ B to Cのみを行っているインド非居住企業の場合は、インド国内の個人が支払いに利用するクレジットカード会社等が代理人になることが想定されている。

3. 欧州諸国

(1) EU

第 III 章 1(3)に示すとおり、2018 年 3 月 21 日には OECD による中間報告書よりも踏み込んだ EU 指令案(Council Directive)を公表した。EU においては、OECD・G20 における各国の議論がまとまらない場合でも、EU 域内国において独自の課税ルールを設けることを検討していた。

指令案においては、デジタル事業に対する課税の公平性と経済成長への親和性を確保するため、①中長期的な見直し案、②短期的な見直し案の 2 つの方策を提案していた。

なお、指令案の合意に向けて議論が行われていたものの、一部加盟国の反対により EU レベルでの合意を断念し、OECD での議論を通じて国際協調による解決を目指すこととした。

① 中長期的な見直し案

各加盟国にデジタルサービス事業を行う法人が支店等の PE(物理的拠点)を有しなくても、次のいずれかの条件を満たす場合に「重要なデジタル上の存在(significant digital presence)」と呼ばれる課税拠点を有するとみなし、各加盟国が課税できるようにする。

- | |
|------------------------|
| ①年間 700 万ユーロ超の売上高がある |
| ②年間 10 万人以上のユーザー数を有する |
| ③年間 3,000 件超のビジネス契約がある |

利益配分に関しては、利得の配分に消費時点におけるユーザーの所在地を反映させる等、デジタル経済における価値創造のあり方を踏まえたものとする事が挙げられている。

② 短期的な見直し案

中長期的な見直し案が実現されるまでの暫定措置として、特定のデジタルサービスの売上に対して、次の 2 つの条件を満たす場合に、ユーザーの所在する加盟国が税率 3 % のデジタルサービス税(Digital Services Tax:DST)を課す。

- | |
|---------------------------|
| ①全世界での年間売上高が 7.5 億ユーロ |
| ②EU 域内での年間売上高が 5,000 万ユーロ |

(2) その他各国におけるデジタル課税の動向

EU 各国は、デジタル課税に関して EU レベルでの合意を断念したが、各国は独自にデジタルサービス税を課す動きがみられる。図表 70 では EU 加盟国を含む欧州諸国のデジタルサービス税の検討・導入状況を示している。対象分野に関しては国により異なり、かつ対象企業の閾値も国によって異なっている。

また、デジタルサービス税の適用対象となる事が想定される企業を多く抱えるアメリ

カは強く反発しており、アメリカ企業に対する差別的な措置として 1974 年通商法 301 条に基づき調査を実施している。特にフランスに対しては、フランスにおけるデジタルサービス税の課税への対抗措置としてフランス産ワイン等への追加課税を表明している。なお、フランスとアメリカの間では、フランスによるデジタルサービス税の徴収・アメリカによる追加関税を 2020 年末まで猶予することで合意している。

図表 70 欧州各国における独自のデジタルサービス税の検討・導入状況

国	税率	対象分野	閾値		状況
			全世界	国内	
オーストリア	5%	オンライン広告	7.5 億ユーロ	2,500 万ユーロ	2020年1月より施行
ベルギー	3%	ユーザーデータの販売	7.5 億ユーロ	5,000 ユーロ万 (EU 域内)	提案済
チェコ	7%	デジタル・インターフェースにターゲットを絞った広告 多国間デジタル・インターフェースの使用 デジタルサービスのユーザーに関して収集されたデータの販売	7.5 億ユーロ	1億クローネ(400 万ユーロ)	提案済 (2020 年中旬に施行見込み)
フランス	3%	商品又はサービスを交換するためにプラットフォームのユーザーが互いに対話できるようにするためのデジタル・インターフェースの提供 デジタル・インターフェースで行われる広告 広告目的のための個人データの再販および管理	7.5 億ユーロ	2,500 万ユーロ	2019年1月に遡って施行 (ただし、2020 年末まで徴収猶予)
ハンガリー	7.5%	オンライン広告	1 億フォリント(30 万ユーロ)	なし	2019年7月より施行
イタリア	3%	デジタル・インターフェース	7.5 億ユーロ	550 万ユーロ	2020年1月より施行

国	税率	対象分野	閾値		状況
			全世界	国内	
		での広告 ユーザーが商品やサービスを売買することを可能にする多国間デジタル・インターフェース デジタル・インターフェースを使用して生成されたユーザーデータの送信		ロ	り施行
スペイン	3%	オンライン広告サービス オンライン広告の販売 データの販売	7.5 億ユーロ	300 万ユーロ	提案済
トルコ	7.5%	オンラインサービス(広告、コンテンツ販売等)	7.5 億ユーロ	2,000 万リラ	2020年3月より施行
イギリス	2%	検索エンジン ソーシャルメディアプラットフォーム オンライン市場	5 億ポンド	2,500 万ポンド	2020年4月より施行予定

(注)その他、ラトビア、ノルウェー、ポーランド、スロバキア、スロベニアにおいても検討中である

(注)2020年1月時点の状況。ただし、トルコ及びイギリスは2020年3月時点の状況

(出典)Tax Foundation(2020)“Digital Services Taxes in Europe”、各国政府 HP より作成

令和元年度東京都主税局委託調査

「デジタル経済における Nexus 及び Profit Allocation に係る国際課税ルールのあり方等に関する調査委託」報告書